

## 説明会を掲示により行う場合の掲示

## 「駐車場の出入口の数及び位置」の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条2項の規定に基づき「営業時間、駐車場利用時間帯、荷さばき施設の位置及び面積」を変更する旨の届出を令和6年8月9日付けで大阪府知事に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

## 【店舗名称】

ジャガーセントラルビル・イーストビル

## 【設置者】

株式会社ジャガータウン 代表取締役 岡本 浩  
守口市佐太東町二丁目6番8号

## 【変更しようとする事項】

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 236.0㎡ (変更後) 311.0㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 10時00分～22時00分 (変更後) 8時00分～22時00分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 9時45分～22時30分 (変更後) 7時45分～22時30分

## 【変更する理由】

テナントの入れ替えに伴い、営業時間及び荷さばき位置の変更を行うため

## 【変更する年月日】

(1) 令和7年4月10日(予定)

(2) 及び(3) 令和6年8月10日(予定)

## &lt;問い合わせ先&gt;

- ・所在地：守口市佐太東町二丁目6番8号
- ・名称：株式会社ジャガータウン
- ・電話番号：06-6907-3205 (担当：小谷)

## (届出書の縦覧場所)

[大阪府] 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

所在地：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

[市町村] 守口市市民生活部地域振興課

所在地：守口市京阪本通二丁目5番5号